

船橋市 認知症カフェ運営補助金 交付事業について



令和7年度版

目 次

1. 趣旨	1
2. 補助を受ける要件	1
3. 補助となる団体等	4
4. 補助対象経費	4
5. 補助金の額等	5
6. 補助金の審査	5
7. 申請から交付までの流れ	6
8. 周知登録について	9
9. その他	9

1. 趣旨

認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことができる認知症カフェを自主的に運営する取り組みを支援することを目的とします。

2. 補助を受ける要件

認知症カフェとは、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことができる場づくりや情報交換等を目的とする活動の拠点として自主的に運営されるものであり、かつ、下記に掲げる要件を全て満たすものを言います。

ただし、(2)から(5)に掲げる要件にあっては、市長が必要であると認める場合は、この限りではありません。

(1) 主な活動内容

- ア カフェ形式に机や椅子等を配置し、認知症の人及びその家族等が気軽に集い、安心して利用できる場を提供すること。
- イ 認知症に関する市の施策やサービスなどの情報を提供すること。
- ウ 利用者からの相談に対し、適切な支援を行うこと。
- エ 認知症に対する理解を深めるための講演会等の開催を行うこと。(年1回以上)
- オ 介護者同士などが気軽に交流できること。
- カ 医療・介護サービス事業所が活動するにあたっては、認知症の人が補助事業の担い手となり、生きがいを持てるような環境づくりも行うこと。

(2) 開設場所

市内の利用者が参加しやすい場所（交通の便が良い、気軽に入りやすい等）で開設することとし、10人以上の参加者が共に集えるスペースを確保すること。

(3) 開設日・開設時間

開設日は、日にち及び曜日を固定するなど工夫し、市内に住所を有する又は事業所等を設置している社会福祉法人、医療法人等の法人格を有する団体等で、医療又は介護の活動実績がある団体等にあたっては月1回以上、市内に所在する地縁団体、NPO法人又は市が認める団体等にあたっては2月に1回以上定期的に開設することとし、1回あたりの開設時間は2時間30分以上とすること。

(4) 運営スタッフ

補助事業に携わる運営スタッフ数は3人以上とすること。

(5) 相談対応

認知症の人及びその家族からの相談に対応できる人員を月1回（2時間30分以上）は1名以上配置すること。

(6) 関係者との連携

地域包括支援センター、在宅介護支援センター及び介護サービス事業所等並びに地域の関係者等と連携を図り、併せて、市民ボランティア（認知症サポーター及び市民）の参加を積極的に促進し地域に開かれた場になるよう努めること。

(7) 認知症地域支援推進員※との連携

市の認知症施策や事業の企画、調整等を行う認知症地域支援推進員と連携を図り、円滑に本事業を実施すること。

認知症地域支援推進員とは・・・

認知症地域支援推進員は、厚生労働省が進める「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に明記されており、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて関係機関との連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者です。

船橋市では、認知症地域支援推進員（千葉県認知症コーディネーターも含む）を地域包括支援センターに配置をしております。

(8) 周知

認知症カフェの周知を行い、利用者の拡大に努めること。

(9) 登録制度

船橋市認知症カフェPR事業への申請を併せて行い、船橋市ホームページ等で活動について公表することを承諾すること。

3. 対象となる団体等

補助金の交付対象者は、(1)又は(2)の要件を満たした認知症カフェを運営する団体又は組織（以下「団体等」という。）であり、かつ、(3)から(9)の要件を全て満たす団体等とします。ただし、(7)に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 市内に住所を有する又は事業所等を設置している社会福祉法人、医療法人等の法人格を有する団体等で、医療又は介護の活動実績があること。
- (2) 市内に所在する地縁団体、NPO法人又は市が認める団体等であること。
- (3) 継続的な活動を行うことが見込まれる団体等であること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、もしくは支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体等でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (7) 団体等に課せられた市税を滞納していないこと。
- (8) 同一の団体等で、この要綱に基づく補助金を受ける年度に他の認知症カフェ運営に係る補助金を受けていないこと。
- (9) この要綱に基づく補助金を受けたことがない団体等であること。

4. 補助対象経費

(1)補助金の交付対象となる経費

消耗品及び原材料費・使用料・印刷製本費・通信費・保険料・講師等報償費

※交付の対象期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までとします。

(例)

項目	対象経費	備考
使用料	会場使用料・講演会等機材の使用料	水道光熱費は除く
印刷製本費	周知用チラシ代	
通信費	切手・はがき代等	電話代は除く
消耗品費 原材料費	印刷用紙・プリンターインク 紙コップ代等	パソコン・プリンターの本体代等は除く
報償費	講演会講師への報償費等	スタッフ等への報償費は除く
保険料	各種保険料等	
その他	机代・イス代・テーブルクロス代等	購入の場合は単価1万円までとする

(2)対象外経費

- ① 団体の運営に係る経費
- ② 団体の構成員の人件費及び謝礼等
- ③ 団体の構成員による会合の飲食費等
- ④ 補助事業以外の経費と識別することが困難な経費
- ⑤ 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

5. 補助金の額等

補助金の額は、補助事業に要する経費の合計額から利用者負担金その他収入額を控除した額とし、予算（1件につき10万円）の範囲内で交付します。

※同一団体等への補助金は1回のみとします。

6. 補助金の審査

申請書について、審査を行います。

評価の視点

評価項目	評価事項
運営面	開設日、人員体制、開設場所など、適切な認知症カフェの運営を行うことができるか。
収支予算	収入及び支出が適切であり、十分な収支予算が立てられているか。
活動実績	団体として、福祉や地域への取り組みなど、活動実績が認められるか。

以上の視点で総合的に評価を行い、基準を満たしていた場合に補助金が交付されます。

ただし、応募者が多数の場合は、評価の結果を踏まえ、優先順位付けを行います。補助金が受けられないこともありますので、あらかじめご了承ください。

7. 申請から交付までの流れ

(1) 申請書類の入手について

船橋市のホームページから本書をダウンロードしていただきますと電子ファイルとして入手も可能です。

URL

<http://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/006/p044154.html>

(2) 提出書類

申請時に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 船橋市認知症カフェ運営補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 船橋市認知症カフェ運営実施計画書（第2号様式）
- ③ 収支予算書（第3号様式）
- ④ 団体等概要書（第4号様式）
- ⑤ 組織の運営に関する定め（定款、規約、会則等）及び会員名簿
- ⑥ 補助対象活動の内容及びその効果を説明する資料
- ⑦ 市税納付確認書（市指定書式）（市民団体の場合は省略可能な場合あり）

(3) 申請期間

①申請期間：令和7年5月1日（木）から6月30日（月）まで

※平日の午前9時から午後5時までの受付となっております。

②申請場所：船橋市湊町2-10-25

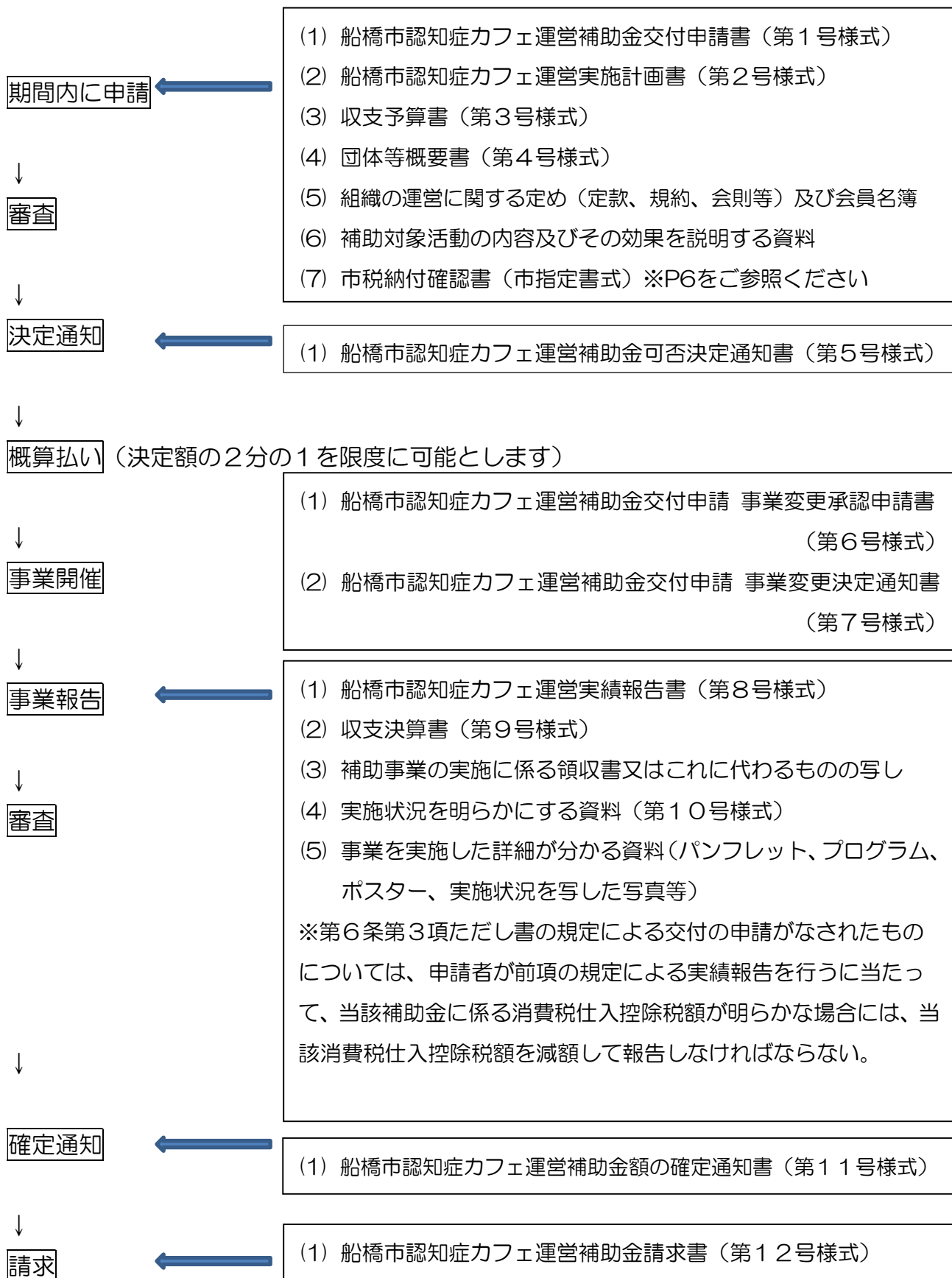
船橋市役所本庁3階 地域包括ケア推進課

(TEL047-436-2558)

③申請方法：申請前に電話等で予約のうえ、申請書類を直接持参してください。

※郵送、FAX、メールでの受付は行っておりませんのでご注意ください。

交付までの大まかな流れ



↓

支払

※補助の超過が発生した場合は、超過額の返還になります。

※事業報告は事業完了後の20日以内または3月31日までのいずれか早い日までに必要書類を添えて提出してください。

※市会計事務処理上、入金まで1か月ほどかかります。

※申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市認知症カフェ運営補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（様式第13号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、申請者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

8. 周知登録について

市では、「船橋市認知症カフェ運営補助金交付事業」の「補助対象者要件」に当てはまった団体等が「船橋市認知症カフェPR事業」の申請をされますと、市で同時に周知登録の審査が行われます。

補助金交付の可否に関係なく「市内で運営されている認知症カフェの一覧表」への掲載がなされ、市のホームページ、各地域包括支援センター・在宅介護支援センター・出張所などの窓口への設置を行い、各団体等の周知活動の支援が行われます。

9. その他

○補助事業者は、収支に関する帳票その他補助事業に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を報告してください。作成した帳簿等は、補助事業の終了後2年間保存してください。

○市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告をしていただくか、職員に帳簿書類その他の物件を調査することができることとします。

○補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる点に留意してください。

(1) 個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及びその家族の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務によって知り得た秘密を漏らさないでください。

(2) 茶菓等を提供する際には衛生管理に留意してください。

※設備、営業形態によって保健所の営業許可が必要かどうかは、個々に違うため必ず保健所に事前の相談をお願いします。

(3) 市民が認知症について正しい理解を深める場となるよう努めてください。

(4) 本補助事業に係る経費と他の事業に係る経費とを明確に区別してください。

○この補助事業は、令和8年3月31日までとなっております。

<事務局（提出及び問合せ先）>

住所：〒273-8501

千葉県船橋市湊町2-10-25（市役所本庁舎3階）

船橋市 健康福祉局 高齢者福祉部 地域包括ケア推進課

電話：047-436-2558

FAX：047-436-2885

E-mail：hokatsu@city.funabashi.lg.jp